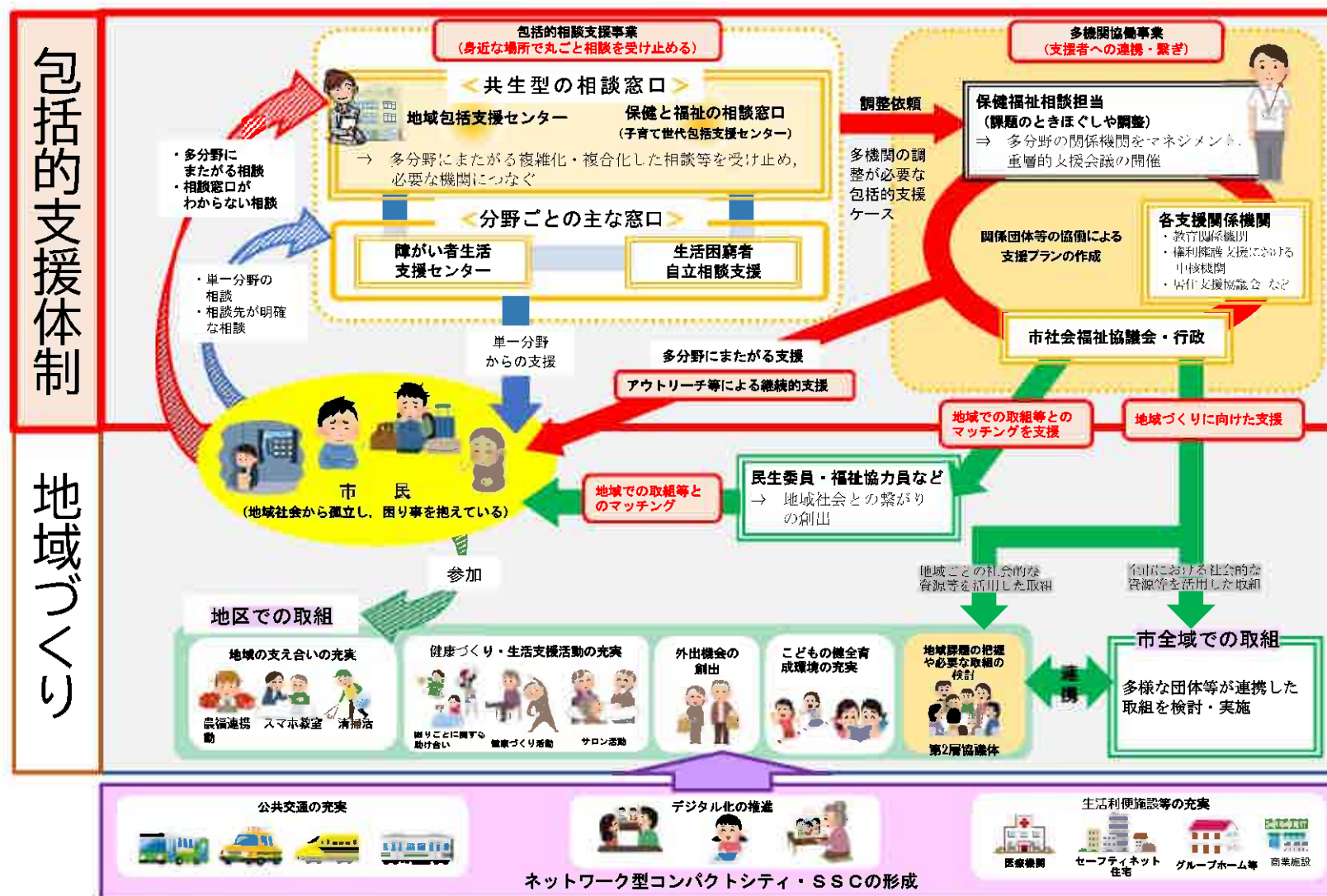
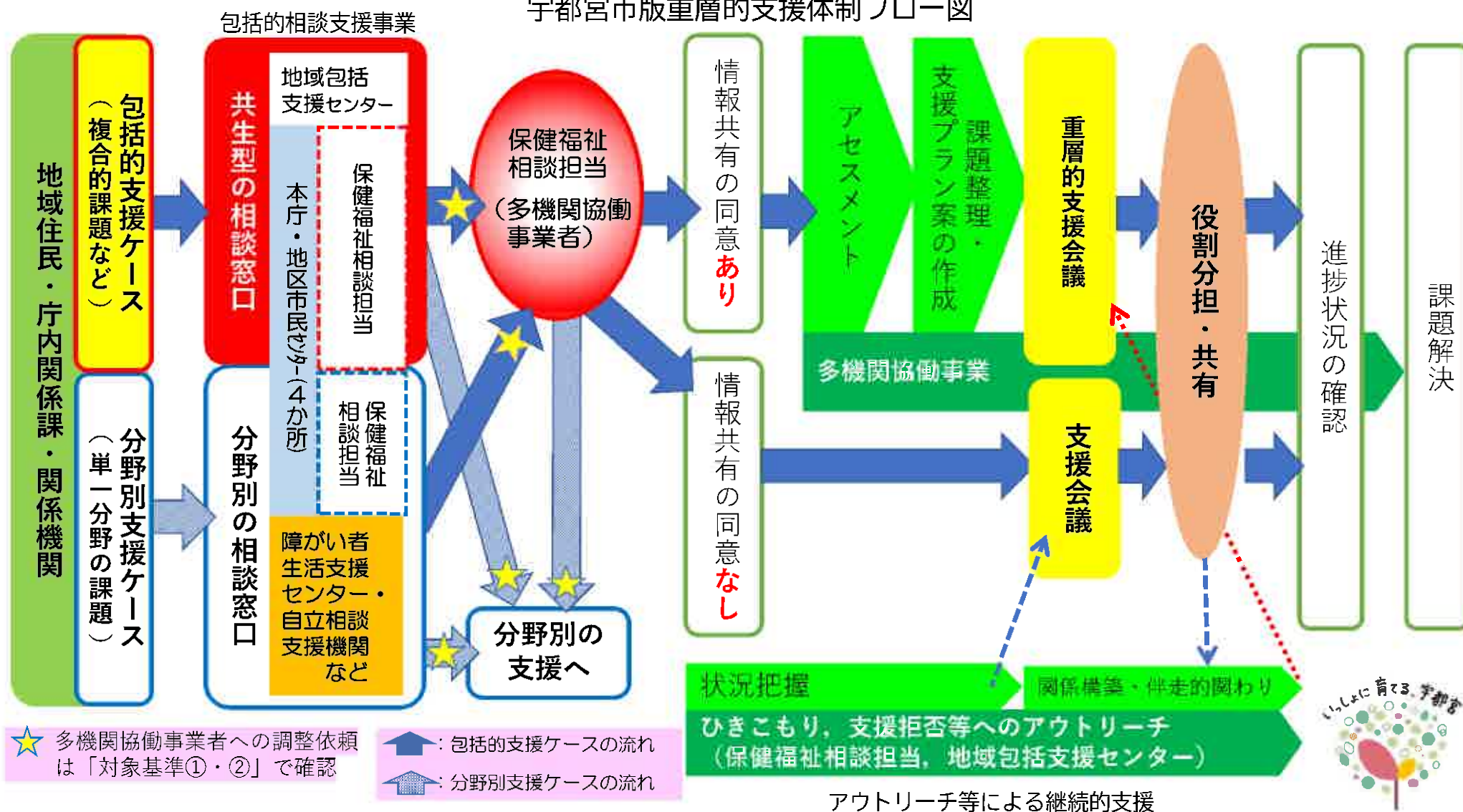


宇都宮市版重層的支援体制イメージ



宇都宮市版重層的支援体制フロー図



多機関協働事業者への調整依頼対象基準

以下の全てに該当する場合

- ☑ 原則として、**宇都宮市内に居住(住民票がなくとも生活実態がある場合も含む)**する個人または世帯であること
- ☑ 抱える問題が**複数の分野にまたがるもの**、または**制度の狭間**であること
- ☑ **全体的なマネジメントが必要**であり、**中心となってマネジメントを担う部局・機関がない**こと

ただし、各分野の会議体において検討・調整が可能な場合には、対象とならない。



【参考】対象点検フロー



- 「対象点検フロー」により対象外となっても、全体のマネジメントが必要であり、支援関係機関同士の調整が困難な場合には対象とする場合もある。
- 「会議体等での調整が困難」な事例とは、各分野の主な会議体の対象者や役割等に該当しないもの。